

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 9 月 24 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

平成 24 年 12 月 12 日に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告において、投資信託に関して、運用財産の内容についての制限（一定の類型のリスクに対する規制）として、

○信用リスクの分散については、一定の定量的な規制の枠組みを整備する

○デリバティブ取引を行う場合のリスク量制限については、リスク量に係る計算方法を一定程度規格化し、その概要の情報を提供する

○我が国に持ち込まれる又は我が国の投資信託に組み込まれる外国籍投資信託についても、各国の法制の相違を踏まえつつ、原則として同様の取扱いとする

が提言されたことを受け、金融商品取引業等に関する内閣府令等が改正されたことから、今般、「外国証券の取引に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1) 外国投資信託証券の選別基準に、デリバティブ取引等の制限及び信用リスクの管理に係る規定を設けることとする。（規則第 16 条第 8 号並びに第 9 号及び第 17 条第 6 号並びに第 7 号）

(2) その他所要の改正を行う。

3. 施行の時期

この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。この改正の施行の際、現に第 15 条第 2 号に基づき募集の取扱い又は売出しを行っている外国投資信託証券については、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、改正後の第 16 条第 9 号及び第 17 条第 7 号の規定は適用しない。ただし、当該外国投資信託証券に関し、改正後の第 16 条第 9 号又は第 17 条第 7 号に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 26 年 9 月 24 日(水)から平成 26 年 10 月 14 日(火)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『外国証券の取引に関する規則』の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 公社債・金融商品部 (TEL 03-3667-8456)

以 上

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 9 月 24 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（外国投資信託受益証券の選別基準） 第 16 条 外国投資信託受益証券（オープン・エンド型に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1～7 （ 現 行 ど お り ）</p> <p><u>8 デリバティブ取引等の制限</u> <u>外国投資信託受益証券（外国不動産投資信託受益証券を除く。次号において同じ。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法により算出した額が純資産を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引（新株予約権証券、外国新株予約権証券又は同法第 2 条第 1 項第 19 号 に規定するオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条第 10 号に規定するものをいう。）を含む。）をいう。以下同じ。）を行うものでないこと。</u></p> <p><u>9 信用リスクの管理</u> <u>外国投資信託受益証券については、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものでないこと。</u></p> <p>10～16 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>（外国投資証券の選別基準） 第 17 条 外国投資証券（オープン・エンド型の外国投資証券に限り、外国 E T F を除</p>	<p>（外国投資信託受益証券の選別基準） 第 16 条 外国投資信託受益証券（オープン・エンド型に限り、外国 E T F を除く。以下、この条において同じ。）の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1～7 （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p> <p>8～14 （ 省 略 ）</p> <p>（外国投資証券の選別基準） 第 17 条 外国投資証券（オープン・エンド型の外国投資証券に限り、外国 E T F を除</p>

改 正 案	現 行
<p>く。以下、この条において同じ。)の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p><u>6 デリバティブ取引等の制限</u> <u>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ外国投資法人、管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法により算出した額が純資産を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行うものでないこと。</u></p> <p><u>7 信用リスクの管理</u> <u>信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ外国投資法人、管理会社又は運用会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うものでないこと。</u></p> <p>8～14 (現行どおり)</p>	<p>く。以下、この条において同じ。)の選別基準は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1～5 (省 略) (新 設)</p> <p>6～12 (省 略)</p>
<p>付 則</p> <p>1 この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正の施行の際、現に第 15 条第 2 号に基づき募集の取扱い又は売出しを行っている外国投資信託証券については、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間、改正後の第 16 条第 9 号及び第 17 条第 7 号の規定は適用しない。ただし、当該外国投資信託証券に関し、改正後の第 16 条第 9 号又は第 17 条第 7 号に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。</p>	